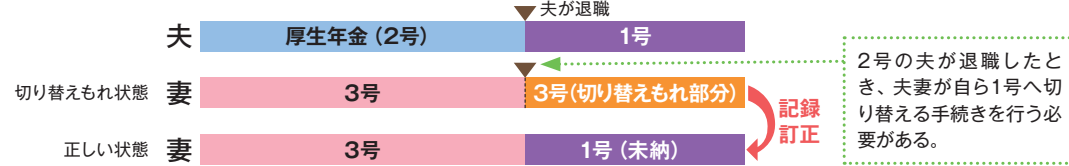
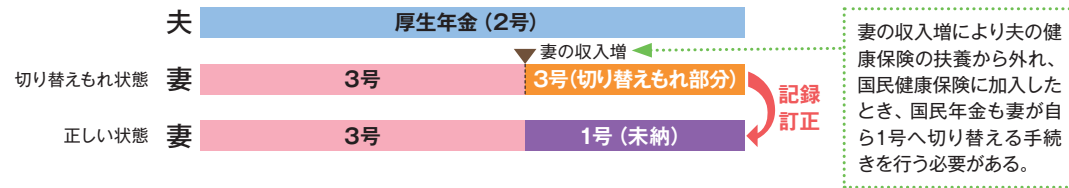


妻の1号被保険者への切り替え手続きがもれる事例

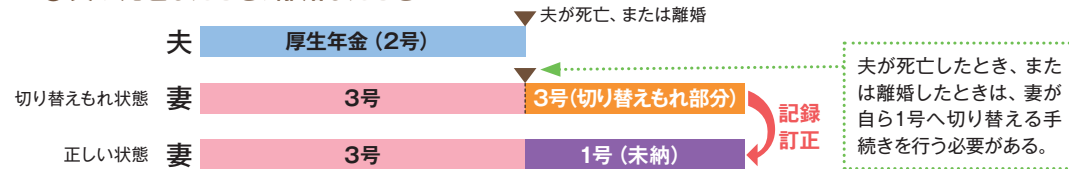
① 夫が退職したとき (夫が次の会社へ転職する間の期間)



② 妻の収入が基準額 (現在は年収見込額130万円) 以上に増加し、夫の扶養から外れたとき



③ 夫が死亡したとき、離婚したとき



3号から1号への切り替えもれ期間があったら

① 平成25年7月1日にスタートした無年金を防ぐ手続きを早めに行う

年金額への反映はないが、期間不足による無年金(老齢年金だけでなく、万が一の障害・遺族年金をもらえないこと)を防ぐための手続き。

具体的には、3号から1号への切り替え届け出が2年以上遅れた期間について「特定期間該当届」を年金事務所へ提出することにより、1号の未納期間であっても年金を受けるために必要な期間となる。

※万が一の障害・遺族年金に備えて早めに提出する。  
※手続きは年金事務所のみで受け付け(市区町村では取り扱いなし)。

② 年金の減額を防ぐために1号へ切り替えもれ期間の保険料を納付する

過去2年を超える期間について最大10年までさかのぼって国民年金保険料を納めることが可能。納付を希望する場合は事前申し込みが必要。

老齢年金を受けていない人は、平成24年10月1日～平成27年9月30日限定で実施されている「後納制度」によって保険料の納付が可能(後納制度終了後は、下記の「特例追納」の利用も可能)。

老齢年金を受けている人で、50歳以上60歳未満の期間に1号への切り替えもれ期間がある人は、平成27年4月1日～平成30年3月31日限定で実施予定の「特例追納」で納付が可能。

Topics

3号から1号への切り替えもれ問い合わせ先

年金手帳など基礎年金番号がわかるものを用意して、最寄りの年金事務所または「国民年金保険料専用ダイヤル」へ。

「国民年金保険料専用ダイヤル」 ●月曜日 8:30~19:00  
●火~金曜日 8:30~17:15  
●第2土曜日 9:30~16:00

0570-011-050

●月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで受け付け  
●祝日(第2土曜日を除く)、12/29~1/3は利用不可



横山玲子  
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。  
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
http://www.r-yokoyama-office.jp/

主婦年金問題(1号切り替えもれ)  
対応が始まりました

平成25年6月に、ようやく「主婦年金問題(1号切り替えもれ)」を解決するための法律が成立しました。該当者は、無年金・年金の減額とならないよう早めの手続きが必要です。



「3号から1号への切り替えもれ」  
知っておきたいポイント

① 1号への切り替え手続きは  
本人が行います

どんな場合に切り替え手続きが必要か知っておきましょう。⇒左ページ参照

② 1号への切り替えが2年以上遅れた場合は、  
早めに手続きを行えば無年金・年金の減額  
を防ぐことができます

平成25年7月1日に始まった「特定期間該当届」を年金事務所へ提出すると、1号への切り替えが遅れて未納期間となっても、年金を受けるために必要な期間となります(年金額への反映はありません)。

ただし、特定期間の対象となるのは、昭和61年4月から平成25年6月までなので、今後は1号への切り替えもれがないよう確実な手続きが必要です。

**由紀** 以前から問題になっていた国民年金の3号問題は、結局どのような対応することになったのですか。  
**先生** 夫の退職時などに国民年金の1号へ切り替える手続きがもれていても、3号のままとして保険料を払ったことにするのは不公平ということで、話題になりましたね。  
**由紀** 不公平にならないように解決するということは、切り替え手続きがもれていた期間を保険料の未納期間とするということでしょうか。  
**先生** そうです。本人が行うべき3号から1号への切り替え手続きがもれていた期間は、3号制度が始まった昭和

61年4月までさかのぼって1号への記録訂正を進めています。  
**由紀** そうすると、1号に訂正された未納期間が今から保険料を払えない古い期間だと、年金を受けるために必要な期間が不足する人も出てくるのでは？  
**先生** 3号から1号への切り替え届け出が2年以上遅れた期間は、平成25年7月1日に始まった手続き(左ページ参照)をすれば、未納期間であっても年金を受けるために必要な期間となります。また、過去10年以内の未納期間の保険料を払える仕組みも期間限定で実施されます。